

# 飲食店等における北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー<sup>ドゥ</sup>）の 認定商品を用いたメニュー関連の表示の取扱いについて

令和2年（2020年）3月17日  
経済部食関連産業室

ヘルシー<sup>ドゥ</sup>については、平成25年4月から運用を開始し、数々の商品を認定してきたところですが、ヘルシー<sup>ドゥ</sup>の普及啓発及び認定商品の販路拡大の趣旨から、認定商品を用いた飲食店メニュー展開の円滑化を図るため、関連する表示の取扱いを次のとおりとしたのでお知らせします。

## （原則）

- 1 本取扱いの対象となる表示については、認定商品を用いたメニューを提供する飲食店の経営者等（以下「関係経営者等」という。）が、任意の判断により行うものとし、実際の表示に関して発生する問題については、関係経営者等の責任により対応するものとします。
- 2 道及び関係経営者等は、ヘルシー<sup>ドゥ</sup>認定制度や認定商品について誤認されることがないように、また、認定商品事業者の権利や利益を阻害しないよう、本取扱いを運用することとします。

## （メニュー表等への表示の考え方）

- 3 推奨する表示内容  
関係経営者等に対して、認定商品を食材として使用している旨、または、認定商品自体を提供している旨の表示を行うことを推奨します。
- 4 任意の表示とするもの  
関係経営者等は、以下の項目を任意に選択し、表示できるものとします。
  - ① ヘルシー<sup>ドゥ</sup>制度の説明  

「ヘルシー <sup>ドゥ</sup> 」とは「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた機能性素材を含む食品を、北海道が認定する制度です。
------------------------------------------------------------------------------
  - ② 認定マーク及びロゴ並びに認定商品画像
  - ③ メニュー（使用された認定商品）に含まれる機能性素材の名称と含有量
  - ④ 認定商品の取扱店舗
- 5 表示が適当ではない内容
  - ① 認定商品に含有される機能性素材に係る機能性の効果、効能表示
  - ② メニューそのものが認定商品だと誤認されるような表示

## （この取扱いの活用）

- 6 この取扱いの周知方法  
道のホームページに掲載するとともに、認定商品事業者に周知します。
- 7 不適当な表示の取扱い  
道は、不適当とされる表示の情報を得た場合については、表示している者に対し本取扱いの趣旨を説明し、改善してもらうよう努めます。

## （問い合わせ）

- 8 表示の方法など、この取扱いにご不明な点がある場合は、以下までお問い合わせください。

北海道経済部食関連産業室

電話：011-204-5226（ダイヤルイン）

FAX：011-232-8860